平成２４年（フ）第２６０号
秋田市御所野地蔵田４丁目10番１号
破産者　株式会社祥ドリームソニック薬局
１　決定年月日　平成25年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５号
栃木県真岡市熊倉１丁目13番地10　仲島住宅へ号
破産者　日下田謙治
１　決定年月日　平成25年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２３年（フ）第２１９２号
埼玉県川口市西川口６丁目17番８号
破産者　有限会社エドヤ塗装工業
１　決定年月日　平成25年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４８６号
埼玉県川口市江戸１丁目９番27号
破産者　株式会社三興製作所
１　決定年月日　平成25年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３２８号
埼玉県上尾市小敷谷685番地６
破産者　有限会社ワンメイク
１　決定年月日　平成25年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５９１号
埼玉県和光市白子１丁目14番18号
破産者　有限会社岩建興業
１　決定年月日　平成25年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５３０５号
東京都江東区福住１丁目14番７号
破産者　小川テント株式会社
１　決定年月日　平成25年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２１４２号
東京都新宿区二十騎町２―12―802、開始決定時の住所東京都目黒区上目黒２丁目15―１―403
破産者　成澤　　光
１　決定年月日　平成25年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２８７０号
東京都新宿区若松町34番５号
破産者　株式会社ヨシハシ
１　決定年月日　平成25年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３２７３号
東京都世田谷区太子堂４丁目23番13号遊楽ビル３階
破産者　株式会社太公望
１　決定年月日　平成25年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３２７４号
東京都新宿区若松町34番５号
破産者　株式会社川長
１　決定年月日　平成25年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３５５８号
東京都新宿区西新宿７丁目14番９号
破産者　株式会社魚竜
１　決定年月日　平成25年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３５５９号
東京都杉並区成田東４丁目１番３号
破産者　有限会社ＡアンドＹ企画
１　決定年月日　平成25年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１７３号
東京都青梅市梅郷２丁目357番地の１プラム榎戸２号室
破産者　宮川順子こと　宮川より子
１　決定年月日　平成25年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１６６号
滋賀県犬上郡多賀町大字藤瀬606番地の１
破産者　株式会社タツノ
１　決定年月日　平成25年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第３８０６号
大阪市北区天満４丁目９番15号
破産者　株式会社新東洋物産
１　決定年月日　平成25年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０７４号
大阪市住之江区浜口東２丁目９番８号
破産者　有限会社末冨
１　決定年月日　平成25年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７１０号
大阪府吹田市山田西１丁目23番Ａ11―404号
破産者　株式会社山本建設工業
１　決定年月日　平成25年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０６２号
最後の住所大阪府八尾市天王寺屋７丁目81番地
破産者　被相続人長友文男相続財産
１　決定年月日　平成25年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５８２号
大阪府東大阪市中新開１丁目６番17号
破産者　有限会社グッドライン
１　決定年月日　平成25年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８５３号
大阪市福島区大開４丁目１番11
破産者　有限会社弥勒工芸
１　決定年月日　平成25年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８８６号
大阪市中央区南本町２丁目６番８号
破産者　株式会社グローバル・プラットフォーム
１　決定年月日　平成25年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部